

平成20年9月19日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス
プロネクサス総合研究所

「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」に対する意見

平成20年6月20日に公表されました標記検討状況の整理について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出致しますので宜しくお願い申し上げます。

なお、会計上の変更及び過去の誤謬に関する会計基準の開発にあたっては、開示・監査制度との関係について引き続き関係先との十分な議論が必要不可欠と考えられますので、再度申し添えます。

記

1. 用語の定義

4項 (12)

・会計上の変更に関する一連の用語の定義については先の「論点整理」と比較すれば明確化が図られており、適切であると考えます。ただし、「修正再表示」については、例えば「誤謬の訂正を反映するために過去に開示した財務諸表について、当期の財務諸表で再表示を行うこと」とするなど、より明確に定義づけることが適切と考えます。

2. 会計方針の変更の取扱い

(1) 会計方針の変更の分類

5項 (2)

・正当な理由による会計方針の変更の場合に関し、監査委員会報告第78号に列挙されている「正当な理由による会計方針の変更と認められる事例」を見直すか、本適用指針において新たに事例を掲記することが望ましいと考えます。

(2) 会計方針の変更に関する原則的な取扱い

48項、55項、56項

・会計方針の変更を行なった場合に遡及適用を行なうべきかどうか、コスト・ベネフィットの内容について可能な限り明示することが適切と考えます。なお、重要性の取扱いについては数値基準の定めまでは要らないが、連結財務諸表に対する影響額が少なく重要ではない連結子会社については遡及適用を求めない旨の記載が望まれる。

(3) 会計方針の変更等に関する注記

16 項 (3)、61 項

未適用の会計基準の影響額の記述について

・16 項 (3) の「新しい会計基準等の適用による影響に関する記述」とは具体的にどのような記述を想定しているのか。また、ここで言う「影響」には「影響額」をも求めるのかどうかを確認したい。

なお、61 項では未適用の会計基準の影響額の記述については困難である可能性が記載されているが、現実的に影響額を記載することは、ほとんどの場合に困難ではないかと思われる。

59 項、64 項

影響額に関する注記の内容と方法

・例えば、有価証券報告書の「企業の概況」の中の「主要な経営指標等の推移」には過去 5 年分の財務数値が記載されているが、それらのすべてが「遡及適用」等の対象となるような場合、それらの影響額は、どこに、どのように記載するのか具体的に設例を示していただきたい。

3. 会計上の見積りの変更の取扱い

70 項

臨時償却の廃止について

・70 項において「臨時償却は廃止」される旨が記載されているが、減価償却方法の変更は遡及適用しないとする考え方から導かれる当然の帰結として、「廃止」というよりは「なくなる」とする方が適切ではないか。

4. 過去の誤謬の取扱い

25～27 項、84 項

原則的な取扱いが実務上不可能な場合の取扱い

・過去の誤謬を修正再表示できないとする財務諸表に対して、監査意見をどのように表明するかは、ケース（修正再表示ができないとするケースはごく稀であるという考えが前提）に応じて総合的に判断すべきものと考ええる。8 項の内容は一般的・原則的なものであり、その解釈・適用にあたって現場の混乱が避けられるとは限らないのではないか。

5. 「遡及適用」等が行われた財務諸表の位置づけ等について

・「遡及適用」「財務諸表の組替え」が行なわれた過去の財務諸表と、誤謬に起因する「修正再表示」が行なわれた過去の財務諸表では、それらが持つ情報の意味、性格が大きく異なるはずであるが、「検討状況の整理」では、当該過去の財務諸表の位置づけが必ずしも明

確に記載されていないものと思われる。

財務諸表利用者の誤解を防ぐためにも、遡及処理後の財務諸表の位置づけをより明確化し、会計基準の表題についてもその位置づけにふさわしいものにすることが望ましいと考える。

なお、これに関連して、財務諸表の遡及処理は過去の会計帳簿自体の修正を求めるものではないと考えるが、その旨を確認したい。

6. 監査の取扱い

・例えば、「遡及適用」や「財務諸表の組替え」が行なわれた後の前年度以前の財務諸表が会計監査の対象となるか否か、あるいは「修正再表示」を行なった場合に前期以前の監査報告書の記載内容も修正されるのか等、監査上の取扱いについては、別途基準化されるものとするが、その旨を確認したい。

以上